

最低賃金法違反の事実があった場合の大阪市から大阪労働局への情報提供について

大阪市との業務委託契約において、業務に従事される従業員（労働者）が、大阪府最低賃金よりも低い賃金を支払われているおそれがある等の情報を入手した場合には、大阪市から大阪労働局へその内容を情報提供することとしています。

